申請日 令和　　年　　月　　日

練馬区産業融資「地球温暖化等環境対策特別貸付」郵送チェックリスト（個人）

〇チェックリストで資格要件、必要書類を確認の上、申込書・必要書類と一緒に同封してください。
〇郵送で送付いただいた書類は返却いたしませんので、押印のある書類・申込書以外は全てコピーで
お送りください。※返信用レターパックライトの同封をお願いします。

事業所名　　代表者氏名

申込内容　地球温暖化等環境対策特別　限度額500万円　　資金使途　設備

日中連絡の取れる
電話番号　　（　　）　　担当者

		確認事項	チェック
資格要件	1	住所または主たる事業所の所在地が1年以上前から練馬区内にあり、同一事業を引き続き1年以上営んでおり、確定申告をしていること	□
	2	事業収入が給与収入を超えていること	□
	3	納期の到来した住民税および軽自動車税を完納していること※分納している場合は分納計画書と分納後の納期が到来した住民税の領収書が必要です。	□
	4	区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと	□
	5	融資を受ける資金の使途が適切であり、かつ返済能力があること	□
	6	貸付の使途が①から⑦のいずれかに該当すること(該当するものにチェック) ※該当することがわかる資料も添付してください。	
	①	低公害車の導入（電気自動車、ハイブリッド車、九都県市あおぞらネットワーク<http://www.9taiki.jp/>指定車等）	□
	②	アスベストの除去工事	□
	③	騒音・ばい煙など公害防止のための設備の導入	□
	④	再生可能エネルギーを利用した施設整備	□
	⑤	ＬＥＤ照明・窓遮光フィルムの導入・高反射率塗装工事	□
	⑥	省エネ促進税制対象機器< https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/eco_energy/ >の導入	□
	⑦	屋上・壁面等の緑化工事	□
申込書・必要書類	1	申込書の記入漏れはないか	□
	2	発行から3か月以内の住民票 ※練馬区に住民登録がある方は不要	□
	3	住民税の納付状況の確認方法および必要書類(該当するものにチェック)	
		①1月1日(1～6月は前年の1月1日)以前から練馬区に住民登録がある方は必要書類はありませ	□
		②前項に該当するが、納付から2週間以内の方は領収書または記帳済みの通帳のうつしが必要です	□
		③①,②ともに該当しない方で非課税の場合は非課税証明書、住民税課税の場合は納期の到来した当年度(4～6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引き落としの場合は記帳済みの通帳の写し)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	□
	4	直近の確定申告書および決算書一式 ・青色申告：確定申告書と決算書（または現金出納帳等の簡易帳簿） ・白色申告：確定申告書と内訳書	□
	5	事業に係る有効な許可・認可・届出等が確認できるもの（必要な業種のみ）	□
	6	正式な見積書または工事請負契約書等	□
	7	代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し ※練馬区に住民登録がある方は不要	□
	8	資格要件6を満たしていることが確認できる資料	□
	9	送付先住所が記入されている返信用レターパックライト	□

備考

送付先　〒176-0001　練馬区練馬1-17-1　Coconeri4階
練馬ビジネスサポートセンター内　経済課融資係　　電話　03-5984-2673（平日９時～17時）